

和水町特別養護老人ホームきくすい荘における科学的介護(自立支援介護に基づくケア)推進業務仕様書

第1 業務名

和水町特別養護老人ホームきくすい荘における科学的介護(自立支援介護に基づくケア)推進業務

第2 業務の目的

和水町特別養護老人ホームきくすい荘(以下「施設」という。)において、科学的介護(自立支援介護に基づくケア)を推進するため、事業者に委託し、当該業務を円滑かつ確実に実施する。もって、指定管理者への円滑な経営移行に向けて、職員に意識改革と業務改善を促し、介護の質の向上を図る。

第3 業務の場所

- 1 住 所 熊本県玉名郡和水町江田4025番地
- 2 施設名 和水町特別養護老人ホームきくすい荘

第4 業務の期間

契約締結の日から令和8年12月3日まで

第5 遵守事項

- 1 受託事業者は、業務の実施に当たり、契約書及び本仕様書に従い、その責務を果たすとともに、関係法令を遵守しなければならない。
- 2 受託事業者は、契約書に従い、第2の業務の目的に合致し、より高い効果が発揮されるように努めなければならない。
- 3 受託事業者は、業務上知り得た全ての情報等の機密を厳重に守り、他に漏らさないようにしなければならない。

第6 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- 1 介護の質を向上させる教育的な取組支援
- 2 科学的介護(自立支援介護に基づくケア)を推進する取組支援
- 3 1及び2を定着させるための経営者向けコンサルティング(指定管理者へ円滑に経営移行するためのコンサルティング)
- 4 1及び2を定着させるための職員向け研修ツールの提供
- 5 1及び2を定着させるための研修講座の提供
- 6 1及び2を定着させるための利用者やご家族向け啓発ツールの提供
- 7 業務完了報告書の作成
- 8 その他関係する取組

第7 業務完了報告書の作成

受託事業者は、施設に対し、業務完了後、業務完了報告書をすみやかに提出するものとする。

第8 緊急時の対応

受託事業者は、緊急時に適切に対応するものとする。

第9 契約の解除

施設が受託事業者の行う当該業務を不相当と認めた場合は、受託事業者に通知し、契約を解除することができる。ただし、契約書にて合意した内容の場合のみとする。

第10 見積金額等

- 1 見積金額の算出方法

受託事業者は、仕様書及び見積書(様式第8号)に基づき見積金額を算出し、合計金額を設定の

上、企画提案書とともに提出する。

2 支出方法

- (1) 研修等の負担金については、地方自治法施行令第163条第2号及び契約書に基づき、前金払をすることができる。
- (2) コンサルティング等の委託料については、原則として受託事業者の履行完了後の精算払とする。
- (3) 旅費については、実費精算払とする。
- (4) 受託事業者は、施設に請求書を提出するものとし、施設は、内容を精査し、誤りがない場合は、翌月末日までに指定口座に振り込むものとする。

第11 その他

本仕様書に記載のない事項が生じた場合は、受託事業者決定後、別途協議して定めることとする。